

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年7月12日（火）16：30～18：42

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野大臣、園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。始めに、細野大臣から、あいさつ及び冒頭発言があります。

<冒頭あいさつ>

○細野大臣

連日、記者会見にお運びいただきまして、ありがとうございます。このところ、国会日程等ございまして、私がなかなかこの統合会見に出席することができておりませんで、大変皆さんには御迷惑をおかけしています。できる限りスケジュールの調整をしておるのですが、なかなか調整がつかない日が多くなっておりまして、そこは是非、御容赦をいただきたいというふうに思っております。私からは、1点、今日は冒頭で報告をさせていただきます。もう既に福島の方では発表していることでもありますけれども、3号機の窒素の封入の配管、ホースが接続されたということでございます。窒素の封入というのは、水素爆発の危険性をなくす上で非常に重要なプロセスというふうに、従来から考えておりました。ただその一方で、3号機の場合には、建屋の中の放射線量というのが、1号機、2号機と比較しても非常に高いということがありまして、この3号機についても窒素の封入については、いろんな困難が指摘をされてまいりました。今回、この後、東京電力の方からまた若干詳しく説明があるかもしれませんが、現場の皆さんが、かなりの事前の準備をして、それでもある程度の放射線量を浴びるということには、どうしてもならざるを得なかったわけではありますが、そういった状況乗り越えてこの配管が接続できたということは、本当に心から現場を称賛したいと考えております。現在、保安院の方で、窒素が入った場合の放射線の外部への影響について慎重な検討が行われているということでございますので、それを待ちたいというふうに思っておりますが、配管そのものが接続をされたということでございますので、第1ス

トップの大きな課題の一つであった目標達成に向けて、本当に寸前のところまで来ているのではないかというふうに思っております。そのことをまず、現場の状況も含めて御報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○司会

本日、大臣は公務により、5時20分頃退席します。また、園田政務官は後ほど到着する予定です。それでは、式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況です。まずは東京電力からの説明です。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは、発電所敷地周辺の環境モニタリングの状況につきまして、3件御報告させていただきます。まず1点目は、空気中の濃度の状況でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが第109報となっているものでございます。こちらは発電所の敷地の西門、それから第2原子力発電所のモニタリングポストの1番、それから2号機に対しまして風下のポイントということで、昨日は西門に当たりましたが、その3か所でのモニタリングの状況でございます。ページをめくっていただきまして、2枚目の表面のところに測定結果、3枚目のところに経時変化の方を書かせていただいておりますが、ほぼ横ばい、ないしは若干の減少傾向というふうに考えております。続きまして、海水の状況でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」、サブタイトルが111報となっているものになります。こちらは、発電所の沿岸部4か所、それから沖合の各地点におきますサンプリングの結果でございます。ページをめくっていただきまして、2枚目の表面の方から各分析結果を記載させていただいております。4枚目の表面の下段から経時変化の方がございますけれども、横ばい、ないしは若干の減少傾向というふうなものと見ております。最後になりますが、茨城県沖の海水中における放射性物質の核種分析の結果がありますので御報告させていただきます。資料のタイトルを申し上げますと、「茨城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果について」続報14になります。こちらは茨城県の沿岸3kmの地点での海水のサンプリング調査の結果でございますが、ページをめくっていただきまして2枚目のところに書かせていただいております。5か所の地点の上層部、下層部のところ、それぞれサンプリングいたしましたけれども、いずれの地点においてもND、検出限界未満という状況でございます。東京電力からは以上でございます。

す。

○司会

次に、文部科学省からの説明です。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。お手元に「環境モニタリングの結果について」という資料をお配りしております。まず全国的な調査でございますが、都道府県別の環境放射能水準調査の結果、全国の大学の協力による空間放射線量の結果、定時降水物、上水、いずれも大きな変化はございません。また、発電所周辺の空間線量率、積算線量、それからダストサンプリングなど、それから海域の調査、こちらについてもいずれも大きな変化がないという状況でございます。以上でございます。

○司会

続いて、原子力安全委員会からのコメントです。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは「環境モニタリング結果の評価について」という7月12日付の原子力安全委員会の1枚紙、裏表にコピーしてございます紙と、参考資料、1枚目が横長で、福島県の地図になってございます。こちらを用いて説明いたします。

1の空間放射線量、それから2の放射性物質濃度は特段大きな変化ございません。航空モニタリングについては、昨日と同じ記述になっていまして、前回との比較など、文科省からより詳細な説明を受けた上で、また評価をきちんと行いと思っています。4の環境試料の関係でございますけれども、裏面に行っていたきまして、かつ、参考資料の方は14ページでございます。これは、東京電力が30km圏内で行いました海水、7月9日採取でありますけれども、1つのポイントでセシウムが出ておりますけれども、濃度限界以下ということでございます。5の全国の放射能水準調査も、特段大きな変化はございません。上水で、宮城県につきまして、7月5日採取の上水で、セシウムが0.3 Bq/kg 出ておりますけれども、摂取制限値に比べればはるかに下回っているという状況でございます。私からは以上です。

○司会

続きまして、各プラントの状況についての説明です。東京電力より説明いた

します。

<プラント状況について>

○東京電力

それでは、東京電力から福島第一原子力発電所の状況につきまして、御報告させていただきます。まず「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A4縦の裏表の1枚物を御確認ください。まず、タービン建屋の方、たまり水の処理の状況でございますけれども、午前中の会見で御報告させていただいたとおり、本日午前8時51分、凝集沈殿装置におきまして薬液注入ラインの接続部付近に漏えいを確認いたしました。漏えい箇所の修理のため、水処理装置の方を停止いたしております。引き続き、RO膜によります淡水化处理、それから原子炉への注水の方は、バッファタンクからの注水を継続いたしております。なお、この原因につきましては、お手元の方に修理の状況につきまして参考資料という形で写真を配付させていただいております。まず、水処理装置、薬液漏えいの箇所の修理でございますけれども、こちらの写真の方をごらんください。まず、漏えいした場所に関しましては、先般7月10日に発生した漏えい箇所と同じ箇所でございます。薬液注入ラインといわゆる処理水の母管を接続するノズルがございますけれども、その接続金具のところから漏えいしたということでございます。原因につきましては、最初つけた金具につきましては、当初ポリ塩化ビニールでの金具から、ねじ込み具が割れたということがございまして、鋳鉄、鋳物に替えておりましたけれども、その鋳物のところから、今回流れております薬品、硫酸第二鉄の水溶液でございますけれども、それによります腐食が発生いたしました。漏えいに至ったものというふうに考えております。この鋳物の金具は亜鉛めっきを施しておりましたので、当初、耐食性があるというふうに考えておりましたけれども、今回のような形になってしまいましたので、交換部品といたしましてはステンレスの金具に交換いたしております。下側の修理後の写真につきましては、ステンレスの金具に交換した写真でございます。なお、漏えいした量に関しましては約10Lということ、この漏えい水に関しましては、堰の中に留まっているという状況でございます。今後、このリークチェックの方を現在行っておりますので、リークチェックで問題なければ、水処理システムの方の運転を再開したいというふうに考えております。それから、発電所の状況の方のペーパーに戻っていただきまして、下の段になります。トレンチ立坑、それからたまり水の移送状況、立坑の水位等に関しましては、本日午前中の状況を記載させていただいております。会見終了時までには最新値の方をお届けしたいというふうに考えています。それから裏面の方にまいりまして、放射性物質のモニタリングに関しましては、先ほど御紹介したと

おりです。それから使用済燃料プールの冷却でございますけれども、本日、4号機に対しまして、午前11時22分から、4号機の原子炉ウェルへの水張りを行うということで、作業の方を開始いたしましたけれども、注水ホースの接続部から漏水がございましたので、午後0時3分に、水張りとしては停止いたしました。したがって、注水できた水といたしましては、当初予定130tでございますけれども、5tにとどまったという状況でございます。こちらの方は、注水は淡水でございますので、放射性物質等を含まない水ということになります。漏水があった箇所につきましては、明日、交換をいたしまして、再度リークチェックの後、ウェルの方の水張りを再開する予定でございます。圧力容器の注水、原子炉の状況、それから格納容器内の窒素ガスの封入につきましては、この表のとおりでございます。その他の作業でございますけれども、瓦れきの撤去等に関しましては、会見終了時までには本日の実績をお届けしたいと思っております。それから、細野大臣の方から冒頭、御紹介くださいましたけれども、3号機の格納容器への窒素封入の配管の接続工事に関しましては、本日13時30分から開始いたしまして、13時45分に終了いたしております。作業員の人数といたしましては、当社の社員8名が従事いたしまして、そのうち5名が原子炉建屋の中に入ったという状況でございます。そのほか、この作業の状況を監視するという意味で、Packpodによる監視を行っていた者が、社員1名と協力企業作業員の方3名ということで、別に4名の方がおります。なお、今回の作業に関しましては、計画線量10mSvで作業に取りかかったわけでございますけれども、最大の者が13.5mSv、最小の者が3.54mSvということでございます。計画線量を超えてしまいましたけれども、作業環境といたしましては高線量であったことと、この者は現場の指揮者でございましたので、比較的そういった作業をする時間が長かったのではないかというふうに推定いたしております。作業関係につきましては以上です。なお、3号機の窒素封入に関しましては、現在、原子力安全・保安院さんの方で評価が行われているという状況でございます。この評価結果を待ちまして、実際の窒素封入を開始したいというふうに考えております。それから、放射性物質のモニタリングの状況です。お手元に2種類の資料がございますので、御報告させていただきます。1つ目は、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、7月11日採取分ということでございます。こちらは、2号機、3号機の取水口付近で高濃度の汚染水が漏出したという観点から、毎日サンプリングを行っているものでございます。ページをめくっていただきまして、2枚目以降、サンプリング結果を記載させていただきました。4枚目から経時変化の方を御確認ください。ほぼ横ばい、ないしは減少傾向でございますので、高濃度の汚染水の漏出はないというふうに判断いたしております。それか

らサブドレンの核種分析の結果でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」7月11日採取分でございます。こちらの方は、毎週月水金の週3日、サンプリングをいたしまして、その結果を公表させていただいております。ページをめくっていただきまして、2枚目のところに1号機から6号機、それから発電所の敷地の西側にございます深井戸のところでのサンプリング結果になります。2号機のサブドレンのところ、セシウム137が $1.2 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ ということで検出されております。経時変化については、3枚目以降を御確認ください。それから、本日、熱中症の作業員の方が2名発生いたしておりますので御報告させていただきます。お一人の方は、本日午前11時40分頃、4号機の廃棄物処理建屋におきまして、使用済燃料プールの循環冷却の配管設置作業に従事していた作業員の方が体調不良を訴えられたので、作業終了後、休憩所で休憩しておりましたけれども、回復しないということで、免震重要棟の医務室に来られたということでございます。意識等あり、自力歩行は可能な状況でございましたので、点滴を受け、お医者様の診断を受けまして、15時頃御帰宅されたということでございます。この方は、40歳代の男性の方でございまして、本日の作業状況といたしましては、10時30分頃から仕事を開始いたしまして、11時30分に休憩に入ったという状況になります。休憩中に気分が悪い状況が戻らないということで、11時40分頃体調不良を訴えられたので、その後、免震重要棟に来られたというような状況でございます。なお、もう一人の方については、東電の社員でございまして、福島第一で仕事をした後、第二原子力発電所に戻ったときに体調不良を訴えたということで、詳しい状況については分かっておりません。分かり次第、御報告させていただきたいと思っております。東京電力からは以上でございます。

○司会

これから質疑に入ります。質問事項は冒頭にまとめて簡潔にお願いします。なお、回答に関する再質問はお受けいたします。質問の際には、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いします。それでは、質問のある方は挙手をお願いします。そちらの。

＜質疑応答＞

○朝日新聞 杉本

Q：朝日新聞の杉本と申します。細野さんに3つお伺いします。まず、止水壁の件なんですけれども、一部報道などであったとは思いますが、それを作られる時期や政府の関与の仕方について、改めて教えてください。

更に、1Fの廃炉に向けた中長期的課題の検討のチームの件ですけれども、これは、どういった時期にどういったものを今後公表されていくのかというのが、今の段階で分かっているところで教えてください。あと、最後1点なんですけれども、現在福島の子どもの学校については、1日8時間200日という基準で、目安として1mSvという基準があると思うんですけれども、子どもを24時間365日の基準として、今後、政府として作られる御予定があるかどうかということをお聞かせください。もしなければ、作らない理由などありましたら教えてください。以上です。

A：（細野大臣）まず、止水壁ですけれども、現在作っておりますロードマップの中で、これまで第1ステップから第2ステップにかけての、第2ステップの作業期間中は、検討期間というふうになっておったんですが、できるだけ検討期間を短くしまして、第2ステップ中に着手できるようにということで、現在最終調整に入っております、まだ固まっております。政府の関与についても、今、正に政府内で検討中ござまして、どういった形で国が直接・間接的な関与の在り方ができるのか、今、正に調整しているところでございます。ただ、結果を出さなければいけませんので、できるだけ早く完成をするように、東京電力と政府の役割分担を今、考えているところでございます。2点目の廃炉ですが、これは先々週ですか、私が大臣に就任した次の日に、原子力委員長の方に廃炉に向けた様々な検討を始めてもらいたいということで要請をいたしました。少し前から様々な研究はしていただいております、正式に、中長期的な廃炉に向けての政府としての検討の場を、原子力委員会を中心に作っていただこうと、今、考えております。これも、来週辺りに対外的にも皆さんへお示しをできるようにできればしてまいりたいと思っております。3点目、学校の基準については、文科省の方で責任を持ってやっている件で、私、直接関与してないものですから、文科省の方から、今の時点で分かっていることを答えてもらいたいと思っております。

A：（文科省）文部科学省の方では、5月にお示ししました、学校において年間1mSv以下を目指すということでやっております。それに付随するというか、学校以外のことの中でも、いわゆる通学路とか、周囲の生活環境の除染というものを進めていこうということで、これは政府全体の中で今も取り組んでやっていっているところでございます。

Q：はい、ありがとうございます。済みません、追加で質問させてください。まず止水壁の件なんですけれども、具体的にいつ工事着手とか、どれほどの

止水壁を作るのかということはまだ未定なんではないでしょうかということが1点です。廃炉の件なんですけれども、来週公表されるのは、どこまで公表されるということなんではないでしょうか。ある程度、ロードマップを示されるのか、検討メンバーが決まりましたというところを発表されるのか、来週の発表内容というのを教えてください。あともう一点、通学路ですけれども、これも結局目安の基準を作られるとなると、学校外のことになると、文科省さんはなかなか基準は作られないと思うので、政府として何か音頭を取るといいますか、政府が先頭に立って決められることが一番なのかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

A：（細野大臣）止水壁については、正に検討期間で今おっしゃったようなことを検討するということですね。これはなかなか難しい工事になりますし、いろんな方法が考えられますので、それを今、できるだけペースを上げて検討しているということです。廃炉のやり方については、まだ明確な検討ができているという状況ではありませんので、来週皆さんにお示しをするのは、検討の場所をどういった形で設定するのか、枠組みですね、それについてお知らせをするということです。最後の学校の部分は、学校というのは文部科学省の所管ですので、文部科学大臣を中心に、責任を持ってやっていただくべき場だと思っています。したがって、私に関わるのは、正に省庁がまたがってこの原発に由来をして調整が必要だということについてでございますので、今の御質問ということと言うならば、学校の中での1mSvを目指すということでやっておられますので、そこは文部科学省の仕事というふうに認識しています。

Q：済みません、説明が悪かったのもう一点だけ。学校といいますが、子どもの生活全体というふうに考えて、子どもは生活全体で、24時間365日で何か目標の数値を今後決められる予定がないかどうかということをお伺いしたかったのです。

A：（細野大臣）今、モニタリングもやっていますし、除染もやっています。日頃の皆さんの生活空間の中で、どういう生活の仕方をしていただくのが最も危険性が少ないのか、安全なのかということについての方針は、是非出したいと思って調整をしております。

Q：ありがとうございます。

○司会

次の質問を受け付けますが、大臣は5時20分頃退席しますので、まず大臣への質問を優先してお受けしたいと思います。大臣への御質問ある方、挙手を願います。そちらの方。

○共同通信 須江

Q：共同通信の須江と申します。細野大臣に大きく2点、お伺いいたします。

まず先ほど冒頭でお話がありました、第1ステップの大きな課題である窒素封入について、以前の会見などでも水素爆発を防ぐため重要とおっしゃってきたかと思えますけれども、今回、配管がつながりまして、3号機の窒素封入開始となりますと、ステップ1の大きな課題を達成ということで、ステップ1の目標や課題はほぼクリアというふうに捉えてよろしいのでしょうか。それからもう一点、いわゆるストレステストの関係で、昨日、保安院の方のブリーフィングなどで、1次評価の判断、再起動の可否の判断をするのは総理と3大臣になるというふうにおっしゃっていたんですけども、最終責任者は複数となると、最終的に判断するのは誰か、責任はどこかということも頭の方に疑問として浮かぶのですが、大臣のイメージで構わないのでお伺いしたんですけども、総理を含め複数の方が合議をして決めるようなイメージなのか、それとも大臣の皆さんで合議をして、やはり最終的な判断の結論を出すのは総理というようなイメージで捉えていらっしゃるのか、その辺、何か固まっているものがあれば、よろしく願います。

A：（細野大臣）まず第1ステップですけれども、まだ窒素そのものは入っていませんので、もちろん今日の時点でも前進はしていますけれども、全ての条件がそろったというほど楽観はしておりません。ですから、半ばということになっておりますので、19日ということの日を明確に設定をしました。そこまで確実に1つ1つ問題をクリアできるようにするというのがとるべき姿勢ではないかと思っています。ストレステストなんですけれども、法的な枠組みとしては、最終的な評価というのを保安院が行い、経済産業大臣がそれを判断するという枠組みは変わらないわけです。ただ、保安院のこれまでの取組みも含めて、完全に国民が理解をしたということになっていなかったこともあって、安全委員会の助言というものを尊重するという事になったわけですね。ですから、これまでの法的な枠組みという意味では、経済産業大臣が一義的には判断をする。ただ、今回のいろいろな経緯の中で言うならば、枝野長官であるとか、私も当然そこには加わるという形にはなるんでしょうし、最終的には総理の判断ということも重要になるということだと思います。

ですから、この経緯の中で言うならば 4 人とも関わるわけでありませけれども、法的には経済産業大臣ですので、一義的には経産大臣の判断ができる限り尊重されるということになるかと思えます。

Q：済みません、前段の部分でちょっと追加質問なんですけれども、私の言い方も不十分だったんですが、もちろん、まだ窒素封入は始まっていませんが、窒素封入が無事開始されて、入っていることが確認されたということになれば、ステップ 1 としては、課題としてはほぼクリアしたというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

A：（細野大臣）私はある時期から、絶対に楽観論には立たないということにしておりまして、第 1 ステップの間に水がきちっと処理できるかも含めて、まだ課題があるわけですね。この 1 週間、2 週間はかなり安定をしていますが、それが果たして来週まで本当に着実に安定しているかということについても見通すことはできないわけです。ですから、そこは最後まで予断を許しませんので、窒素も入っていないし、更には水も、これはまだ完璧にうまくいっているというわけではなくて、今日も朝からトラブルが 1 つ起こっています。ですから、そういったことも含めて、第 1 ステップの達成までには、まだしっかりやらなければならないことがあるということで申し上げました。

Q：そうしますと、窒素封入が大きな課題の 1 つではあるけれども、そのほかに、今おっしゃられた処理水の問題ですとか、作業員の環境確保の問題ですとか、そういった点にも当然留意しなければならないという理解でよろしいでしょうか。分かりました、ありがとうございます。

○司会

次の方。どうぞ。

○テレビ朝日 荒木

Q：テレビ朝日のワイドスクランブルの荒木と申します。大臣にお伺いします。2 つ質問があるんですけれども、原発シニア隊という 60 歳以上のボランティアの人が、行動をしたいということになっていますけれども、このことについてどう思われるかということと、どういうことを期待されるかということが 1 点。もう一点は、菅総理が今日、原発は国有化するということを国会で話されたということを聞いているんですけれども、それについてどう思われるか。この 2 点についてお答えください。

A：(細野大臣) まずシニア隊なんですけれども、確か数日前に現場に行かれて、実際に見てこられたというふうに聞いておりました、その後の状況について、申し訳ありません、ちょうどロードマップのこともあったものですから、具体的に把握をしていませんので、確認をしてみたいと思います。私がシニア隊の皆さんにこれから役割を果たしていただくということで感じておりますことは、まずは現場がありますから、そういった意味ではその中でシニア隊の皆さんがそれぞれ持っておられる能力がきちりマッチングする形で発揮をできるのが、まず大前提になろうかと思えます。そのときに、当然、過酷な環境ですから、ある程度の年齢の方にとっては本当にそれが可能かどうかという実現可能性についても検証が必要だと思っております、その2つがクリアされるということが、一つ前提ですね。その上で、今、日本はこういう危機的な状況にあるわけですから、そこで自ら直接、今日、現場視察ですか済みません、失礼しました。今日、行っておられると聞いておりますので、まだ確認をしていませんけれども、そういう中で、そういう思いを持ってらっしゃる方の、そういう熱い気持ちをしっかりと受け止めるというのは、事故の収束にとってもプラスではないかというふうに思っておりますので、前に申し上げた2つの条件がクリアされるのであれば、何らかの形で役割を果たしていただければ大変有り難いというふうに思っています。2つ目の原発国営化という話については、済みません、私、総理の答弁を確認をしておりませんので、確認をした上で、改めてお答えしたいと思います。

○司会

次に、そちらの前の女性の方。

○テレビ朝日 永吉

Q：テレビ朝日の永吉と申します。細野大臣と、あと東京電力の松本さんにもお伺いしたいんですが、今日の日本経済新聞の朝刊に、武藤副社長のインタビューが載っておりました。夏場の電力供給についてなんですが、西日本の電力会社への融通も検討しているというふうに出ていたんですけれども、東京電力管内で電力制限令も出ている中、この夏場の需給関係について何か変化があったのか、西に融通できるような余力が出てきたのかという事実関係と、あと、こういったことについて、細野さんには、どういったふうに捉えられているかということをお聞きしたいと思います。

A：(東電) 今のところ当社といたしましては、需給バランスが非常に厳しい状

況でございますので、現時点では私どもの方から、西側 60 ヘルツ地域の方への電力融通に関しましては想定しておりません。逆に、60 ヘルツ地域からの電力融通に関しましては、期待したいというふうに考えています。それは以前から申し上げているとおり、私どもの需給計画に変更はございません。しかしながら、その日その日の電力の需給状況に応じて、当社側に余力があるというような場合には、他電力、西側の電力の方から要請がありましたら、余力の範囲でそういった要望には応えていきたいとは考えております。

A：（細野大臣）御質問のは、武藤副社長ではなくて、藤本副社長ということですね。今、記事を拝見しました。これは、断片的に一部を切ってコメントになっている記事ですので、どういう文脈でこういうことをおっしゃったのかというのは分からないので、これについてコメントというと、全体を把握しない中でコメントをするのは余り好ましくないかなと思います。ただ、東京電力の今、置かれている状況を考えれば、まずは東京管内でできるだけ安定供給を維持していただくということだと思いますので、それをまず一義的に果たされることが大前提だろうと思います。実はその先に、今、松本さんがおっしゃったような、何らかの融通の可能性があるのであれば、それは全部否定するつもりはありませんが、まずは東電管内の電力供給について万全を期していただきたいというふうに思います。

Q：基本的な考え方としてちょっとお聞きしたいんですけれども、その電力制限令の解除をせずに、例えば節電要請は引き続きしながら西に融通することもあるということなんでしょうか。全国的に原発の再開が非常に厳しい状況になっている中、全国的な電力不足というのは非常に懸念されていますが、その余力というのをどこをもって余力というふうに判断して、余力があると西側への融通もというのは、どういった基本的な考えで取り組まれようとしているのか教えてください。電力制限令の解除を含めて、お2方によろしでしょうか。

A：（東電）当社が置かれている立場といたしましては、引き続き電力制限令という状況でもございますし、需給バランスが非常に厳しい状況であるという状況には変わりがございません。したがって、今回、大前提といたしましては、東電管内の需給をきちんと安定供給するということが、私どもの使命でございますので、そちらの方をまず第一優先としてやっていきたいというふうに考えています。先ほど申し上げたのは、当日の需給状況、例えば関東圏がたまたま天気が不良で、それほど需要が高まっていないにもかかわらず

ず、西側の方で暑いといったような場合には、当日、当社側に余力が発生いたしますと、そういう意味では西側への供給余力が出るということになりますので、そういった場合には、当然、西側の電気を賄う上での供給はあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、その日その日のやはり余力がどれくらい出てくるかによりますので、一概に西側へ供給しますということではなくて、東電の認識といたしましては、依然として需給関係は非常に厳しい状況ということには変わりございません。

A：（細野大臣）ちょっとこの記事では、どういう趣旨でこのことをおっしゃったのかが分からないので、それについて、これ以上コメントというのは控えた方がいいだろうと思います。それと、電力供給そのものについては、エネ庁が責任持ってやることですので、確かに御指摘のとおり、制限令がかかっている中で融通の可能性があるのかどうかということは、当然、それだけ国民生活に大きな制約を課しているわけですから、エネ庁としても、監督官庁としても、何らかのやり取りはした上で、電力会社がそれぞれ個別に判断ということではなくて、エネ庁自身も判断すべきところはあるのではないかと、いうふうには思いますね。

Q：そうしましたら、今のところ電力制限令の解除というのは全く見通しが立たないということでしょうか。

A：（細野大臣）そこは正にエネ庁そのもので、経産大臣の所管なんですね。ですから、私がそれについて答えるのはちょっと適切ではないので御理解ください。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

次の方。じゃあ、後ろの席の右列の女性の方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ 吉本興業のおしどりで。よろしくお願ひします。細野大臣、以前、被災者生活支援チームの方が会見に来られました。ありがとうございました。それで、幾つか回答がいただけなかったのを園田政務官にお願いしていますので、またよろしくお願ひいたします。細野大臣、住民の内部被ばくを過去推定する件なんですけれども、福島県が主体ということで、福島県庁と県民

健康管理チームと、地域医療課に問い合わせたんですけれども、過去の内部被ばくは恐らく推定しなくて大丈夫だろう、その予定はないという回答でした。それは大変不思議に思ったんですけれども、この内部被ばくという調査を県が主体でやるということについてどうお考えでしょうか。チェルノブイリでも、ウクライナでも、住民の健康調査は国が主体となっておりましたので、ここまで県任せ、県が責任を持つということに、少々疑問を感じます。そしてもう一点。7月21日から、飯舘から600人ピックアップして、JAEAでホールボディカウンタを受けるんですけれども、そのデータを福島県と福島県立医科大が保管するという同意書にサインをしないと、その検査が受けられません。それで住民の方には、核種のBq数と、預託実効線量のみ渡されまして、生データやスペクトルピークグラフが欲しいと思っても、そのデータは県のみが保有するので渡してもらえないということを聞いています。そういう件に関しても、県のみが主体でやることについては、どうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

A：（細野大臣） ちょっと技術的な御質問なものですから、的確に答えられるかどうか定かではありませんが、内部被ばくについて、確かに調査を始めておりまして、県がその主体になっています。ただ、予算は国が基本的には全てカバーをしていますし、加えて、放医研を始めとした国の専門家も関与していますので、県に丸投げということでは決してないと思います。長い目で見れば、恐らく福島の場合は何十年もこういったしっかりとした検査体制、調査体制をしいていかなければなりませんので、そこは国の関与の余地はまだまだあるだろうと思います。その一方で今、御質問の2つ目のデータを県が蓄積するということに関しては、20年、30年継続をしていくためにはどうしてもやらざるを得ないところであろうと思うんですね。もちろん、まずは第一に、県民の皆さんの健康に対する不安をできるだけ取り除くというのがこの調査の目的ですので、個人のデータは最大限、御本人に渡されるべきものだというふうに思います。一方で、それは県が持つべきじゃないというのは、この調査の目的からいうと、しっかりと継続をしていかなければなりませんし、それこそ、それをこれから活かしていかなければならないということになれば、これは必要なことではないかというふうに思います。

Q：ありがとうございます。県が保有することについてではなく、住民が欲しいと思っているデータは全て住民が手に入れられるようになるべきと思うんです。あともう一点。福島県で、早期に避難された方々のフォローという意味でも、福島県だけでなく、国が主体となってフォローアップに入った方が

いいのではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

A：（細野大臣）個人のデータ、どういうものが御本人に渡って、県の方でどれを保有するのかというのは、私の方でも確認をしてみたいと思います。それと、冒頭で御質問された、これまでの項目については、調べていますので、まだ答えが出てないものがたくさんあって申し訳ないんですが、改めてお答えしたいと思います。最後に御質問になった、早期に出られたというのは、県の中にいなくなっている人ということですか。福島県におられない方ですね。そこは確かに調べていただくべき方がおられるとは思いますが、ただ、どこにどういう方がおられるかも含めて、国が直接どこまで関与できているかということもありますので、そこはまず一義的には福島県であるとか市町村のそれぞれの行政の方で、県外に出ておられる方も把握をされていると思いますので、そこをしっかりとサポートしていくのが大切ではないかなと思います。ただ、県の外に今、いらっしゃるからといって、検査対象から完全に除外されるのはおかしな話だと思いますので、御指摘はごもっともだと思います。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

あと5分でございますが、大臣、出られますので、最後に1名の方。じゃあ、そちらの方。

○NHK 石川

Q：細野大臣、お願いします。先ほど、ある時期から楽観論をとらなくなったと述べられましたけれども、そのある時期というのはどの時期で、何で楽観論をその時期からとらなくなったのかということと、ストレステストについて、福島第一の1号機については専門家の中でも地震によってかなりの破壊が起きたのではないかというそれなりの根拠を持った意見があります。そういう点を今後のストレステスト、つまり津波だけではなくて地震というものの破壊というのをどの程度含められるのかということと、福島第一の1号機については、40年経ったものを運転を継続させたということがかなり致命的なものだったように私は思うんですけども、そういう観点から、同じように老朽化した、例えば玄海の1号機であるとか、ほかにもあるわけですが、30数年経った、そういう老朽化した、あるいはかなり年数の経ったものについては、ストレステストにそういうところを含めるお考えがあるのか

どうか、方針を教えてください。

A：（細野大臣）楽観論をある時期からというふうに、確かに申し上げました。ただ、このある時期からというのは、明確にこの日からということではなくて、私もこの4ヶ月、様々な経緯を本当につぶさに見てきた中で、私が希望的にこうだと思っていたことが異なっていたり、また、思わぬ様々なトラブルが発生したりした。ずうっとそれを経験してきた中で、体験的にそのように感じたということで、ある日から突然そうだったということではありません。

Q：1つだけで結構ですから、希望的なものが駄目だったと1つだけ言うとしたらどういう事例だったのでしょうか。

A：（細野大臣）希望的なものですか、それはいろいろありますけど、例えばいろいろとモニタリングをして、放射線のデータを皆さんに、できるだけ分かりやすく、解説なり提供しようという思いでやっておるんですけども、なかなかそれが国民の皆さんの間に受け止められていない、これなんかも1つの例ですよ。ですから、どのようにすれば放射能のデータを皆さんにしっかりと受け止めていただけるのかということについても、日々悩みながら今やっている。これなんかも1つの例だと思います。それと、地震による破壊、恐らくは高経年化のことを意識しておっしゃっているんだと思いますが、そこは正にストレステストをする中で、それこそ古い原子炉や号機がどのように評価をされるのかというのをテストするというのが、正にストレステストの目的だと思うんですね。ですから、高経年化しているから初めから駄目とかいいとかいう判断をする必要はなくて、正にその状態に対して特定のストレスを与えた場合にどれぐらいの裕度があるかと数字ではっきり出てきますから、その中で、古いものは厳しいという評価になるのか古くても大丈夫という話になるのか、そこは正にストレステストの結果として浮かび上がってくるという種のテストではないかと私は認識しています。

Q：ありがとうございます。

○司会

それでは、質問を引き続きお受けします。ここの後ろの女性の方。

○フリーランス 政野

Q：フリーランスの政野です。よろしくお願いします。細野さんがお帰りになってしまったので、園田政務官はいらっしゃるんですか。

○司会

まだ、到着されていません。

Q：じゃあ、到着してからにします。

○司会

次の御質問ある方。じゃあ、そちらの前の方。

○テレビ朝日 荒木

Q：さっき時間がないということだったので、大臣だけにお伺いしたんですけども、東電の方にお伺いしたいんです。大臣にした質問と同じですが、原発シニア隊、決死隊とも言われている方が今日、視察に入られたということなんです。どういうことをされて、今後どういう体制で何日ぐらいどういう作業をされるかということをお教えいただきたいことと、もう1点、今日、菅総理が国会答弁で、原発の国有化を検討すると発言されているんですけども、これについてはどう思われているかということをお伺いします。

A：（東電）まず、福島原発行動隊という方々が、本日、福島第一原子力発電所に入られたことは事実でございます。こちらに関しましては、今後、作業するに当たって、現場をよく知るという観点から現場の方を御見学されたということになります。実際に全面マスク、それからタイベック等を着用されたというふうに聞いておりますので、実際の作業環境、あるいは作業の状況がどういうふうになるのかについて、よく調査されたのではないかとこのように思っております。なお、今後、こういった作業に携わっていただくかについては、今の時点では全く決まっておられません。今後、相談させていただくことになろうかと思っております。ただ、以前から申し上げたとおり、この方々は決して決死隊という形で作業に取り組んでいただくものではございません。当然、作業環境、それから被ばく線量等、きちんと管理した上での作業ということになりますので、何か特別に、いわゆる高線量区域に入ってきて作業してきて欲しいというようなことを、私どもとしては今のところ考えておりません。それから、菅総理大臣の御発言でございますけれども、こういった内容の御発言だったかについては確認できておりませんが、いずれにいたしましても政府それから私どもとよく御相談させていただきたい

と思っております。

○司会

続いて質問のある方。

○エネルギーと環境 清水

Q：エネルギーと環境の清水ですが、保安院の森山さんと安全委員会の加藤さんに伺いたいんです。先日出た統一見解で、運転中及び運転再開待ちの原発の更なる安全性チェックは書いてあるんですが、新增設、これについては全く触れられていないですね。特に原発の増設の設備については、もう工事やなんかも随分入っていて、大間とかは、7、8割方工事進捗率が行っているということもあって、やはりこれをどうするんだということは、事業者にとっても大変な問題であると思うんですね。安全対策が強化されると、それなりにレイアウトも違ってくるし、あるいは、その新增設自体も認めるかどうかというそもそも論もあるし、そういうことに統一見解が全く触れていなかったというのは何か理由があるのか、それともそこまで熟してないということなのか、それが1点です。それから、ストレステストを始めとする一連の第1次、第2次チェックというのは、要するに原子力安全委員会がダブルチェックに運転中のものにまで関与するという事だろうと思うんですが、そうすると、このテストの第1次、第2次の時間的な、あるいは作業量等から見てどのくらいのレンジの作業なりにチェックを予定しているのか、その辺のイメージというか、考え方をちょっと話してもらえませんか。

A：（保安院）保安院でございます。まず新增設についての御質問でございますが、ストレステストを参考にした安全評価といいますのは、欧州でもそうですけれども、基本的には稼働中のものを対象にしているというふうに考えております。新增設につきましては、その時点での最新の知見を持って審査されますので、現在、原子力安全委員会でも指針の見直しの検討が進められておりますし、これはこれまでも、例えば耐震指針が変わった際には、その審査中のものは新しい指針で審査をしておりますので、その時点での最新のものですので安全性の審査をしていく、評価をしていくということになるというふうに考えております。それから、御質問の趣旨は、第1次と第2次の評価の作業量といいますか、大まかなスケジュール的なものということであると思っておりますけれども、今後、保安院といたしまして、実施計画というものを作成していくこととなります。こういった中でどこまでできるかは分かりませんが、ある程度のスケジュール感というものも、もちろん第1次と第2次

では、特に第 2 次評価につきましては、欧州のストレステストの実施状況を踏まえて検討していくということになりますので、第 1 次と第 2 次では、実施計画といっても少し違ってこようかと思えますけれども、どこまでできるか分かりませんが、ある程度スケジュール感というものも盛り込んでいければというふうに思っております。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、いわゆる 3 大臣連名の紙で、なぜ新增設に触れていないかという点については、私も安全委員会ではこの紙の作成にはかかわっておりませんので、承知いたしておりますが、いずれにしても、新增設については、安全委員会が法律に基づくダブルチェック、経済産業大臣が許可するに当たって、諮問を受けて、我々なりに指針に照らして、炉規法の許可の条件を満たしているかチェックをして答申するということがあるわけでありまして、最新の知見を用いてそれを行っていくということがあります。

それから、いわゆる総合的評価について、時間的あるいは作業量のイメージということでございましたけれども、これについては安全委員会としては、7 月 6 日に経済産業大臣の方に、既設の発電用原子炉について総合的評価をしてくださいと。また、そのために評価手法、実施計画を作って、報告することを求めるということをやっている状況でありまして、我々としては、保安院の方から評価手法あるいは実施計画の報告を今、待っている状態ですので、時間的あるいは作業量のイメージというのは、今の時点で予断を持って申し上げることはできないということになります。

Q：追加質問ですが、原子力安全委員会と森山さんに伺いたいんですが、今、新增設の設備については、保安院としてももちろん増設のものなんかは安全審査あるいは手続をずうっとやってきていると思うんですが、これは止めているということなんですか。

A：（保安院）審査そのものは継続しております。

Q：ということは、新增設は従来どおりの対応で進めている、そういうことでの理解でいいんですか。

A：（保安院）最新の知見を反映しながらということもございますので、今はその指針に基づいて、しかしながら更に、例えば耐震評価にしても、今回の地震あるいは津波の教訓といいますか、得られた知見というものは当然反映し

ていく。そもそも指針がそういう作りりになっておりますので、それは最新の知見でもって審査をしていくということになります。また、それについて安全委員会からのダブルチェックというものは当然あるわけでございます。

Q：もう1つ最後に、安全委員会なり保安院の今の御説明で、ストレステストの物理的な期間というものについてもう一度伺うんですが、原発の点検については、それぞれ原発ごとに要する期間というのは違いますけれども、60日とか90日とかそういうことでこれまで来たと思うんですが、それよりもやはり相当長くかかるということなんですか。それとプラス、第2次チェックというのは、運転は止めてチェックするということが前提なんですか。それともそれが前提ではないんですか。この3つを教えてください。

A：（保安院）まず、定期検査そのものは、作業量で決まっていますので、検査の中身というよりも、実際どういう工事をされるかによって決まっていますから、一律に期間が決まっているわけではありません。それから、ストレステストにつきましては、正に今、評価項目、評価内容というものを検討しておりますので、そういうものと合わせまして、どこまでできるかは分かりませんが、ある程度のスケジュール感というものが示せばというふうにも思っております。それから、最後は止めてやるのかということですが、これは当然動かしながら評価、解析を中心に行うということになります。

○司会

次に質問のある方。この一番後ろの方。

○フリー 伊藤

Q：フリーの伊藤と申します。文科省にお願いします。2点あります。両方も原子力損害賠償法についてです。1点目は、今日の国会で、3条1項のただし書きの事業者の免責の判断は文科省がするというようなことを内閣法制局長官がおっしゃっていたように聞こえたんですけども、もしそうだとすると、それはなぜ文科省なのでしょう。2点目、文科省がするとなると、その免責になる天災かどうかの判断というのは、どういう手順と資料でこれからなされる予定でしょうか。

A：（文科省）文部科学省でございます。大変恐縮なんですけど、実は私、安全規制の関係でこの会見に来ておまして、原子力損害賠償の関係はちょっとす

ぐにお答えできないものですから、持ち帰って回答するというので、確認、相談してみたいと思います。

Q：済みません、ありがとうございます。

○司会

次に質問のある方。そちらの人が早かったです。

○時事通信 野中

Q：時事通信の野中と申します。松本さんに、水処理システムの漏えいについて詳しく教えて欲しいんですけども、鋳鉄製のものは耐食性があると思ったという言い方をされましたけれども、当然、こういうのは、仕様書とか、pH どのくらいとか、圧力どれくらいに耐えるというのはあると思うんですけども、どうして鋳鉄製を施したのかというのを1点と、もし耐えられないものであれば、最初からステンレスをやればいいんじゃないか、その辺の背景を教えてください。

A：（東電）当初はこの接続治具に関しましては塩ビのものでございましたが、先般、ねじ山のところで亀裂が入って割れたということがございましたので、塩ビのものから鋳物、鋳鉄に変えております。その際には、中を通る薬品が硫酸第二鉄ということでございましたので、亜鉛めっきを施してあるものであれば、腐食に関しましては問題ないものというふうに判断いたしましたものになります。ただ、今回実際にはそういう改良したものの、漏えいが発生したということで、ステンレスに切り替えたということになります。見ようによっては、検討が不十分ではないかというような形になろうかと思っておりますけれども、やはりこういったものに関しましては、こういう経験を積みながら、上手く運転していくことが必要ではないかというふうに考えています。それから追加の情報でございますけれども、この水処理システムに関しましては、16時28分に起動いたしまして、58分に安定運転の方に切り替わっております。運転の方は、再開いたしました。

Q：そういう知見を積み重ねていくとおっしゃっているなかで、こうやって圧力でもとの汚染水と合流させる構造的な欠陥じゃないか、今までのミスとは違う性質の不良じゃないかとも思うんですけども、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

A：（東電）こちらは圧力といいますよりも、薬品に対する耐食性の問題ではないかと思っています。元々、塩ビというようなことで、耐食性があるというふうに思って設計していたと思いますけれども、やはりねじ山のところで亀裂が入ったということで、一旦、鋳物に替えたということになります。しかしながら、こちらの方も腐食が起こったということで、ステンレスの方に切り替えたということになります。

○司会

次にある方。はい、そちらの方。

○読売新聞 中島

Q：読売新聞の中島です。東電の松本さんに。今の件と関連しますが、ならばステンレスなら大丈夫なのかという気がしてくるんですが。例えば応力腐食割れとか、その辺の検討はもうされているんでしょうか。それと、3号機の窒素の件ですが、これはいつ頃、注入、封入ができるというスケジュール、見通しを教えてください。

A：（東電）元々こちらの方、母管の方はステンレス製でございますので、耐食性の面では問題なかろうというふうに思っております。また、応力腐食割れも、この部分は溶接構造ではございませんので、いわゆる応力腐食割れということの懸念はないというふうに思っております。なお、やはりねじ山等での接続口でございますので、そういった面でリスクとしては、漏えいのリスクは依然として、塩ビ、それから鋳物よりも強いとは思いますが、リスクそのものが全くゼロになったというわけではないと思っております。それから、3号機の窒素封入でございますけれども、こちらは本日配管の接続工事は終わりましたけれども、現在、保安院さんの方で、私どもの報告書の審査をしてくださっているという状況でございますので、その評価結果が出次第ということになります。

Q：追加で、その配管接続の方ですが、2日前、漏れたときに、水平展開の話がされていて、1個同じものが使われているということで、それについても交換するかしないかというところまで聞いていましたが、あれはどうなったんですか。

A：（東電）今のところ、まだ漏えい等の兆候もございませんので、現時点では引き続き塩ビの接続金具といいますか、治具で運用をしております。今後、

少し様子を見ながら運転していく中で、交換が必要かどうかについては判断したいと思っています。

○司会

次に質問のある方。この列の。

○NHK 山崎

Q：NHKの山崎です。松本さん、済みません。今の方の質問にも少し関連するんですが、アルバの薬液で腐食が進んだところ、いま一つまだよく分からないんですが、元々腐食するという硫酸系の薬が流れるというのは当然分かっていただけたと思うんですが、そもそもこのホースの接続とかホース自身の設計のメーカーというのはどこなのかということと、元々硫酸系のものが流れる設備というかシステムだったんでしたっけ。それとも、今回のために硫酸というものを使わないといけない、元々こういう硫酸が流れる部位ではなかったというものを持ってこられたのか。多分、後者だと思うんですが、その辺の事実関係をまず教えていただきたい。

A：（東電）基本設計はアレバでございますので、元々薬剤として硫酸第二鉄を使用する予定の箇所でございます。したがって、当初から耐食性という観点で塩ビの治具を使っていたものというふうに推定しています。ただし、今回のようにねじ切りのところがございまして、塩ビのねじ山のところから亀裂が入って割れたのではないかと推定しています。今回、ですから荷重に強い鋳物製に替えたわけでございますけれども、硫酸第二鉄という溶水でございますので、亜鉛めっきを施した耐食性ということで採用いたしましたけれども、やはりねじ山のところでこの硫酸第二鉄に浸食されたのではないかと推定しています。こういったところの配慮が少し足りなかったのではないかと思いますけれども、今後はステンレスに切り替えたということになります。

Q：ありがとうございます。つまり、硫酸で腐食は当初から検討していたけれども、その素材の使い方が少し甘かった、そういう理解でいいということですかね。

A：（東電）はい、結構です。

Q：済みません、もう一つ。3号機の窒素封入に関して、計画線量の10mSvを

超えられた方がいる、作業時間が長かったためと。当然難しい作業をやってらっしゃるのは理解しているんですが、具体的にどういう状況で超えられたのかといったところを、状況をもう少し教えてください。

A：（東電）作業時間と申しますよりも、実際にはこの者は指揮者でございます、現場に指揮者と4名が入ったわけでございますけれども、そういった指揮者が現場で指揮をしている中で、高線量の位置にたまたま多く立っていたというような状況ではなかったかというふうに推定しています。

Q：済みません、線量のところは大事だと思うので。これはたまたまどうしてそこに立ってらっしゃったんですか。そういうことがないために事前に調べて入っているということだと思えるんですけども、それはどうなんでしょうか。

A：（東電）空間線量ですとか、個々のいわゆる高所作業車に関する遮へい等はつけておりましたけれども、やはり、指揮をする上では、いろんな各所を見て回るということもございましたので、そういった観点から見ると少し、人に衝立をつけて歩いていくわけにはいかなかったものでございますので、そういった意味では、この遮へいのない区間をしばらく過ごしたというような状況であったと思います。

Q：若干、これは理想論かもしれませんが、その指揮をされる方というのは、そういったチェックをする行動もあり得るということを事前にある程度予測して線量なんかも検討するのが多分、適切だったのかなあと思うんですけども、その辺、改善の余地等というのはどうでしょうか。

A：（東電）今回、10mSvの計画線量に対して13.5mSvでございますので、当然、改善の余地はあろうかと思えます。本人の方、ちょっとまだ聞いてございませんけれども、当時、自分の仕事として、多少、一生懸命になった部分があるのではないかと考えております。

Q：最後にします。この窒素封入をどうしても17日若しくは19日ステップ1、それに対して現場が少し無理な作業を急いでいるといったことというのはないでしょうか。どうでしょうか。

A：（東電）急いでいるということはないと思います。作業自身は、原子炉建屋

の南東コーナーの2重扉からホースを引っ張ってきて、南西コーナーの5m上のところの接続口に結びつけるという状況でございますので、作業自身は、例えば本日も15分程度で終わっているというような状況でございます。したがって、何か困難な作業を急いでやったということではありません。

Q：ありがとうございます。

○司会

政務官が到着しました。先ほど、政務官が来てから質問されるという方いらっしゃいましたが、いかがですか。

○フリーランス 政野

Q：ありがとうございます。フリーランスの政野と申します。先日、金曜日に伺ったことに関するんですけども、政府内の被ばく線量についての認識がどうも後退しているのではないかと伺った時に、どういうやり取りが国会の中であったか分からないとおっしゃられましたので、確認をしてきたんです。基準について妊婦や子どもさんを無視して作られているのではないかということで、20mSvを超えるところについての基準を公明党の議員の方が尋ねたのに対して、枝野官房長官がお答えをされているものについてです。枝野官房長官は、その中で「放射線量が100mSv未満では、放射線ががんを引き起こすという科学的な証拠はない」ということを1つ述べていらっしゃるのと、それから「政府としては、万が一にも健康への影響が及ばないように、できるだけ低い目標といいますか、基準ということで20mSvとしております。」ということをお答えされているのと、もう一点、お子さんについては特別な配慮をという、その3点を主に答えられていると思うんですけども、この3つとも国際基準とは相入れないものになっているという認識を、もう一度政府に確認していただきたいと思っております。最新の国際基準ICRPの勧告では、汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のレベルは、そのパブリケーション111のところで、「1~20mSvの範囲の下方から選択すべきである」という勧告があるということをしっかりと認識されているかどうかということを確認させていただきたいのと。さらに、その111の方で、「長期の事故後状況における最適化プロセスでは、1mSv/yであることが望ましい」ということが書かれているということ。もう一つは、子どもに関していえば、パブリケーション103の方で、大人に対してはリスクが3倍と仮定することが慎重であると考えerというような記述もありますので、その部分についてももう一度確認をいただきたいのと。さらには、労働者に対してでさえ、100mSv以下の認

識はどうされているかという、これは厚生労働省が「放射線被ばくと労災認定の考え方」というペーパーの中で、「放射線防護においては、より安全を期するための説として、被ばく線量が増加すれば、それに比例して、発がんの可能性が増加する一定の確率がある」ということで、確率的影響ということをしかりと認めていらっしゃる点というのをもう一度確認していただきたいのと。その確率的影響というものが、原子力安全委員会の方からのペーパーで、「例えば 100mSv を 1 万人が被ばくした時、がんで死亡すると推定される人数は 55 人。1mSv を 1 万人が被ばくした時、がんで死亡すると推定される人数は 0.5 人」ということで、55 人が被ばくするか 0.5 人が被ばくするかと、大きな差があるわけです。それを、先ほど読み上げたような枝野さんのような答弁をされて、それが政府見解であるとする、1mSv を目指すということを行っていることは全く矛盾をしています。この点、確認をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

A：（園田政務官） 済みません、先日、金曜日でしたか、御質問いただいて、ちょっと私も認識不足で申し訳ございませんでした。いろいろお話をいただきましたけれども、政府としての認識については、この間、安全委員会からもお伝えさせていただきましたけれども、確定的な影響の誘発という点でいくと、100mSv までの呼吸線量、息では、どの組織も臨床的に意味のある機能障害を示すとは判断されないというのが、今の安全委員会も含めて政府の考え方だろうというふうに思っております。この間、1mSv に近づけるように、なるべく低くするよというふうに私、申し上げましたけれども、ICRP の私の認識では、通常時が 1mSv が限度線量であると理解をしておりましたけれども、しかしながら、それが今は、通常ではない状況でございますので、そういった点では、そこから 20~50、そして 100 という形でその線量を、限度被ばく線量として認識をしていただいているものではないかというふうに、私は、理解をさせていただいております。もし、補足があれば。

A：（原安委） 補足というか、今、安全委員会が書いたペーパーを質問の中で引用されたんですけれども、そこで 1 万人当たり 55 人ががんになるというような書き方がしてあるというふうにおっしゃいましたけれども、安全委員会のペーパーではそういう書き方は一切してございません。100mSv 当たり 0.0055。つまり、生涯のがん死亡リスクを 0.55% 上乗せする、そういう書き方をしています。それで、何人当たり何人ががんになるという言い方は、こういう低い線量の影響をいう言い方としては適切ではないということは、国連の放射線に関する科学委員会の報告でも言われているということは、4 月、5 月頃、この

会見でも何度か申し上げたところでございます。

Q：済みません、今、読み上げた、1万人が被ばくしたときにがんで死亡すると推定される人数は55人というのは、ある議員が原子力安全委員会の方に問いをされて、それに対する回答として議員室に送られているものです。それを私が入手をさせていただきましたので、御確認いただきたいと思います。それと、事故時ということであれば、3月11日から当初の1週間、2週間というのが200から100とういような認識でいておられてもいいと思うんですけども、いつ収束するとも分からない状況にいるという中で、いつまでも緊急時ということでは100mまで大丈夫だというのは、その認識を改めた方がいいのではないかとということ、これは常識的にまず思いますし、もう一度役所に帰られて、是非、ICRPのパブリケーション111、2009年の文書を確認していただきたいんです。繰り返しますが、汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルということで、1～20の下方部分から選定すべきであるということです。これは、今、お答えいただかなくて結構ですから、もう一度議論していただけないでしょうか。菅直人総理大臣の参与でしたか、小佐古先生がやめられたときに、正にこのことを訴えてやめていかれたんだと思います。

A：（園田政務官）是非、私も確認をさせていただきますので、公の場の記者会見でありますので、もし個人的にお話をするということでありましたら、いつでも私も意見交換をさせていただきたいと思いますので、またそのときに機会を見つけてよろしく願いしたいと思います。

Q：済みません、意見交換とか個人的意見とかではなくて、政府見解としてということなんです。最後です、もうお答えいただかなくて結構ですが。

A：（園田政務官）はい、分かりました。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

次に質問ある方。その前の、そちらの方。

○東京新聞 森本

Q：東京新聞の森本と申します。東電の松本さんに伺いたいんですけれども、

先ほども質疑で出た、3号機の窒素封入に伴う被ばくの関係で、まず計画線量を超えた人は指揮者だというふうにお話がありましたが、計画線量を超えたのは、この指揮者1人でよろしかったでしょうか。できれば5人の被ばくの程度の内訳まで伺いたいのと、もう一つは、被ばく線量を超えた理由について、分かりにくかったんで、もう一度改めて原因を説明していただきたいんですけれども。

A：（東電）内訳はちょっと持っておりませんので、最大の者と、13.5mSvということで御報告させていただきました。理由でございますけれども、現場で4人の者が作業をしておりますので、1階のフロアのところで指揮をとっていたということではないかというふうに推定しています。また、状況は正確には聞き取っておりませんが、1階の南東コーナーの2重扉から、実際の作業現場における南西コーナーの機器ハッチの上5mのところでございますけれども、その作業員が接続工事をやっておりますので、その間の配管の引き回しの点検だとか、その他敷設作業に従事する者、接続している作業を実際にする者等の指示、それから確認等をやっていたというふうに考えております。

Q：関連なんですけれども、まず最初の質問なんですけれども、内訳はよく分からないというお話だったんですが、計画線量を超えられたのは、その指揮者のお一人でよろしいんですか。

A：（東電）最大値だけ報告を受けておりますので、今のところまだ分かっておりません。

Q：それは分かるのですか。

A：（東電）いえ、最大の者が13.5で、最小の者が3.54mSvということになります。計画線量を超えたのはこの1名だけです。当社の社員8名でございますけれども、残りの7名は計画線量以内ということになります。

Q：済みません、もう1点だけ。作業時間というのは、先ほど15分間だったという話だったと思うんですけれども。

A：（東電）はい、そのとおりです。

Q：これは予定どおりの時間ですか。

A：（東電）はい。ほぼ予定どおりです。

Q：ありがとうございます。

○司会

次に質問のある方。じゃあ、まだ当たってらっしゃらない、そちらの男性の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野です。先ほどの ICRP の勧告、緊急時被ばくの話の関連なんですけど、以前、安全委員会の加藤さんの方に、緊急時被ばくと現存被ばくが併存しても大丈夫というお話をお伺いしたんですけども、例えば今、福島域内で、どの辺りが緊急時被ばくのエリアになって、どの辺りが現存被ばくとして想定されるのかというようなことは検討されてますでしょうか。

A：（原安委）そこは、ICRP の勧告の中で、そういう考え方が示されているわけでありまして、政府として、じゃあどのエリアが ICRP で言っている緊急被ばく状況かというような特定というのは、特にしていないわけですけども、ただやはり、避難地域、あるいは計画的避難地域になっているところは、やはり緊急時被ばく状況であるということで、そういった考え方に基づいて、避難あるいは計画的避難という防護策をとっているわけでありまして。一方、今回、発電所から出た放射性物質の沈着によって、通常より放射線レベルが高くなっている地域があるわけでありまして、こういったところについては、被ばく低減の努力などは、ICRP の勧告で言う現存被ばく状況の考え方、そういった地域での放射線防護の考え方にとつて対応していくべきものというふうに考えておりますし、現に、いろいろな除染の努力、あるいは線量低減の努力というものは、そういった考え方を参考にして、関係省庁でいろいろ、あるいは地元、県、自治体で取り組まれているというふうに認識しております。

Q： ありがとうございます。関連で、園田政務官にお伺いしたいんですが、今の話であったように、要するに ICRP の勧告の中でも、現存被ばくと緊急時被ばく、これは明確に分けられていて、少なくとも、福島市内であるとか、避難地域外のところに関しては緊急時ではないという考え方の方が、少なく

とも学校も通っていますし、適切ではないかと思われるんですが、その場合、1~20の現存被ばくの中で低いところをとると当然年間1mSvくらいになると思うんですね。結局、政府の方でそういった共通の認識がないのが、以前、学校の問題でもめましたけれども、文科省の方から5ミリという数字が出てきたりだとか、いまだに取りあえず1ミリを目指すということを文科省さんはおっしゃっておられて、東電さんも努力もされてますけれども、これは文書になった形できちんとそこに抑えるという形にはなっていないし、非常に何か対応の甘さが透けて見えるような印象があるのですけれども、その辺、政府の認識としてはいかがでしょうか。

A：(園田政務官) まず、文部科学省さんの方でしっかりと文書にはしていただいているようであります。先ほどの話にも関連させていただきますけれども、政府の考え方として、繰り返しになりますけれども、平常時は1mSv以下である。これは通常の運転による放射線の影響をできるだけ低く抑えるための、厳しい放射線防護のレベルという形で考えさせていただいている。事故収束後の汚染による現存被ばく状況では1~20mSv/yの範囲であるという考え方をとらせていただいています。復興に向けて管理に関する決定をしなければならぬ時点で意図しない放射線源が存在する状況をいうという形を今、採用させていただいているということでございます。先ほど来、話が出ているICRPの111のレポートを確認はさせていただいて、次回にまた、御報告は申し上げたいと思っておりますけれども、現存においては、このICRPの2007年の基本勧告に基づいて、安全委員会の適応は適切であるというふうに、私ども政府としては統一して見解を出させていただいております。

Q：であれば、先ほども20から100のうち、緊急時の場合は下方からとって20というお話がありましたけれども、1から20のうち1に当面はすべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

A：(原安委) 当然、1に近づけるべくというか、なるべく低く抑えていきたいというのが、私どもの考え方です。

Q：分かりました。もう1点。これも先ほどの関連なんですが、金曜日もお伺いしたんですけれども、枝野長官の、100を超えないとがんのリスクは増えないというあの発言なんですけれども、要するに安全委員会の方でも、明確な形では出ていないけれども、分からないものは分からないとするのではなくて、そこには当然リスクがあると。アメリカの科学アカデミーの方でも、線

量によるしきい値はなく、低線量でもそのままりニアに影響がするということははっきり予想しているという形で、分からないという形ではなくて、予想できるという書き方で報告書を出したりという事実もありますので、あの発言に関しては、きっちり確認をしていただいて、もし可能であれば訂正していただけると有り難いと思うんですが、お願いいたします。

A：(原安委) 訂正ということではありませんけれども、現時点で私どもが理解をさせていただいているのは、官房長官の御発言にあるように、100mSv 以下における影響というものは科学的な状況において認められていないと。

Q：済みません、それは 100mSv にしきい値があるという意味でしょうか。だとしたら、明らかに間違いだと思うんですけども。

A：(原安委) いや、だからしきい値はないですよ。ないからこそ、影響というものが当然ながら科学的に認められていないという状況がありますので、そういった面では分からないからこそ、ICRP では直線的に線を引っ張ってきている。あるいは、ヨーロッパの方ではまた違う科学的な根拠に基づいて、放物線のような図柄が描かれているという状況がありますので、現時点でどれが正しいという客観的な、あるいは科学的な証拠というものが存在していないということがございます。したがって、我々としては、この ICRP の基本的な考え方にのっとって、それを適用させていただいているということであつたはずであります。

Q：済みません、その 100 以下の影響に関して、分からないというのではなくて、学説として影響が出るだろうという予測があるということも含めて、そうしましたら確認の方、お願いできますでしょうか。

A：(原安委) 様々な形で学説的にはあるというふうに私も聞いておりますので、どれが定説であるか、あるいはそれがきちっとした形で確立されているものであるのかということは、引き続き確認作業というものをいろんな場面でしていきたいとは思っています。

Q：お願いします。少なくとも、枝野長官の国会での 100 を超えないとがんのリスクは大きく増えないという言葉は、明らかに誤解を含むものだと思いますので、その辺も確認をお願いします。

○司会

次に、じゃあ、後ろのそちらの方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ 吉本興業のおしどりで。よろしくお願ひします。まず、保安院の森山さんにお願ひします。ストレステストの関連で、解析コードについてなんですけれども、日本はシビアアクシデントの解析コードが、大部分が導入で自国のものがなく、現段階ではほとんど整備か開発なんですけれども、40 年間原子力を使ってきた国として、自国でのシビアアクシデントの解析コードがないという点について、事故後のフォローアップがきちんとできないのではないかと思うんですけれども、その点について評価をお聞かせください。あと、東京電力の松本さんにお願ひします。以前から、5 月ぐらいからお聞きしているんですけれども、ときどき 1F から夜に出る白煙の放射性物質の概算でいいので Bq 数を教えてください。あともう一点、5 月に心筋梗塞で亡くなった作業員の方が労災申請をされるということなんですけれども、これは東芝の協力会社の方なので、東芝への申請ということなんですけれども、熱中症と過酷な労働環境ということでの労災ということで、しかし、平成 20 年の厚労省の原爆症認定に、放射線起因性が認められる心筋梗塞というのが付け加えられました。ですので、作業員の方の心臓の臓器の等価線量を測っていった方がいいのではないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

A : (保安院) まず保安院からでございます。シビアアクシデントのコードにつきましては、もちろん日本でも旧原子力研究所において、研究・開発がされているという事実がございます。確かに、現在使われているもの、今回、使いましたコードは、元々アメリカで開発されたものということはそのとおりでございます。これから先は、保安院という立場でどこまでお話しすべきかという問題がありますけれども、やはり日本としてそういった研究というものを積み重ねながら、コードの開発というものも重要な課題ではないかというふうに思っております。

Q : 分かりました。例えば、フランス、アメリカ、ロシアなど、他国に原発プラントを売っている国は、必ず自国の解析コードを持っているんですけれども、以前、保安院の古作さんが炉心の解析で MELCOR で解析されたんですけれども、NRC の主導のもと解析をされたとおっしゃっておられまして、外国での解析コードはクロスチェックとして用いるべきで、まず自国で解析をするべ

きではないか、そして原発プラントを売る以上、自国の解析コードを持つべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

A：（保安院）原発プラントを売る、売らないの話は、保安院からなかなかお答えする立場にはないと思いますが、クロスチェックにつきましては、事業者が使ったものと別のコードで行うというのが基本ですので、もちろん、その事業者が使うコードもそれなりに実績のあるもの、十分な検証をされたものということも審査の中で見ながら、しかし、クロスチェックをする際には、現実には、今、日本で使われているコードの多くは、アメリカで元々開発されたものが多いわけですから、事業者とは異なるものでチェックをする、これはクロスチェックの基本だと考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（東電）東京電力でございますが、現在、原子炉建屋からどれくらいの放射性物質が放出されているかにつきましては、現在評価中でございます。評価が終わりましたら、皆さまの方に公表させていただきたいというふうに考えております。それから、5月14日に亡くなられた作業員の方でございますけれども、死因につきましては、警察の方の調査によりまして、心筋梗塞というふうに判断されております。作業と死因の関係につきましては、確定的なことは私どもの方から申し上げられませんが、こういった警察の調査、それから労働基準監督署の御判断になろうかと思っております。

Q：分かりました。建屋から出ている放射性物質は評価中ということで、以前、6月末に発表する、そして7月頭に、そして7月中旬にということでお聞きしたんですけれども、大体どれくらいの時期に教えていただけますでしょうか。

A：（東電）7月中には公表できると思っております。

Q：7月末ということですか。

A：（東電）そうですね。7月末まで待つかどうかは別にいたしまして、準備ができましたら公表したいと思っております。

Q：分かりました。以前、678mSvなど高線量の被ばくをされた方がおられましたが、その方の心臓の等価線量は測っておられるのでしょうか。

A：（東電）いえ、測っておりません。ほとんどがヨウ素によります甲状腺被ばくになります。

Q：分かりました。その測らなくていいという指示は、どこの専門家がされているのでしょうか。

A：（東電）測らなくていいという指示が出たかどうかは確認しておりませんが、こちらは放医研の方の健康診断を受けたということでございます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

次に質問のある方。それでは、後ろの方、それから、そちらの方、その次、そちらの方。

○ニッポン放送 畑中

Q：ニッポン放送の畑中と申します。松本さんに伺います。先ほどから出ております汚染水の処理システムのトラブルの件ですが、トラブルがちょっと相次いでいるということで、いま一度お聞きしたいんですが、こうしたトラブルというものは、工程表の中のいわゆるバッファーのようなものとして想定されているのでしょうか。以前、悪天候などの影響については、そうなってもいいように、少し余裕を持たせた日程を組んでいるというようなお話を松本さんから伺ったんですが、この汚染水処理装置については、そのようなバッファーは工程表の中で設けられているのでしょうか。

A：（東電）バッファーという質問の御趣旨がちょっと。

Q：予備日とか、こういうトラブルがあると当然日程が遅れていくかと思うんですが、そうなっても工程表的には問題のないような、そういった余裕を持った日取りを組んだ上の工程表になっているのかという意味です。

A：（東電）分かりました。そういう意味では、この工程表、いわゆる道筋におきましては、安定的ないわゆる水処理システムの設置をして、それを運用していくということでございますので、まず見通しといたしましては、何を何々まで処理するということの具体的な予定といたしますか、何日遅れみたいな話

は、元々工程表、道筋自身には設けておりません。ただ、私どもが当初、この水処理システムを設置した段階の総量といたしまして約20万tの水を処理する、それから1,200t/dで処理をするとすると年末までには処理が終わるといような見通しはもっております。したがって、今のところ、こういったトラブル等がございまして、稼働率が約80%を切るといような状況でございますので、この見通しを達成するためには、今後、稼働率の向上が必要であるということで、今、改善を考えているところでございます。

Q：いずれにしても、その工程表の見直しには盛り込まれていくという解釈でよろしいのでしょうか。

A：（東電）工程表の見直しというか、こちらの方の記載そのものは余り変わらないのではないかと考えていますが、そういう意味では、建屋内の処理水の完了そのものは、中期的課題という形で取り上げておりますので、そういった中で考えていくことにはなろうかと思えます。

Q：そういったトラブルが相次いでいることで、我々から見ますと非常に不安視するところが多いんですけれども、これは不安視するような類のものなのでしょうか。ちょっとそこら辺、改めてお答えいただけますか。

A：（東電）私どもの方が何かこちらの方を不安視することではございません。水処理システムは、最初稼働した当初から見ますと、稼働率で申しますと、一番最初は10日間で55%、先週、公表した際には76%という形で、徐々に向上いたしておりますので、今後、更なる稼働率の向上に取り組んでいきたいというふうに考えています。また、発生したトラブルに関しましても、何か水処理システムそのものに致命的なエラーがあるですとか、あるいは、水処理システムそのものが稼働不能になるというような状況ではございませんで、今回のケースを見ますと、接続金具の問題であったり、以前は水位設定の問題、ラプチャーディスクの問題といった、解決可能な、しかも短期間で解決可能なトラブルというふうに考えております。

Q：ありがとうございました。

○共同通信社 須江

Q：共同通信社の須江と申します。東電の松本さんと保安院さんに伺いたいんですけれども、先ほど、細野大臣に伺った窒素封入の位置づけについて、改

めてお聞かせください。6月のときの工程表の見直し発表で、ステップ1の安定冷却に向けての作業で遅れていたのは窒素封入の作業だと思うんです。ほかの重要事項は進捗の早い遅いはあるにせよ、それなりに手はついていると思いますけれども、窒素封入が始まれば、ステップ1をクリアしたともいえるだけの大きな山場は越えた、課題は越えたと見てよいのでしょうか。お考え、位置づけを改めてお聞かせください。よろしく願いいたします。

A：(東電) まだ窒素封入そのものが開始できているわけではございませんので、今の時点で何とも申し上げる段階ではないと思いますけれども、今の段階で接続配管の工事が終わっているということでございますので、保安院さんの了解が得られれば窒素封入は開始できるという段階までは来たということになります。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、全体的には、様々なトラブルはあるものの、着実に進んできているのではないかとこのように評価をしております。しかしながら、保安院といたしましては、安全を1つ1つチェックをしていくということが重要でありまして、この窒素封入につきましても、報告書を東電から受け取って、現在、評価をしております。先ほど、細野大臣のお話にもありましたように、次の改定が19日ということでございますので、窒素封入に係る安全の確認も含めて、1つ1つ必要な安全の確認というものを進めてまいりたいと思っております。

Q：両者にもう一度お願いしたいんですけれども、もちろん、今日の時点ではまだ配管がつながっただけですので、これから注視していく必要ありますが、窒素封入が始まったとすれば、ちゃんと窒素が入ればという仮定でお伺いしたいのと、それだけではまだ大きな山場を越えた、ステップ1のクリアに向けた課題は越えたと言い切れないのであれば、窒素封入のほかにネックとしている箇所、まだまだというより、大きな課題は何があるとお考えでしょうか。追加、その2点でお願いします。

A：(東電) まず窒素封入に関しましては、順調に起動して封入が開始できたとすると、こちらに関しましては大きな問題はないものというふうに判断をしております。それから、全体の方、いわゆる道筋、ロードマップでございませぬけれども、こちらに関しましては、19日に総括して評価したいというふうに考えております。

A：（保安院）窒素封入は、安全を確保する上でも大変重要でございますので、そういう意味からして、1号、2号、3号の窒素封入が実現するという事は、この原子力発電所のリスクを下げるという意味で、非常に重要なステップというふうに認識しております。保安院もそういう観点から、もちろん、窒素封入に伴ういろんなことを検討する必要がございますけれども、安全の確認をしまっているわけでございます。それから、19日が次の工程表の見直しということでございますけれども、まだその水処理にしましても、今、トラブルも出ておりますので、そういうところも丁寧に見ていく必要がございますし、東京電力に対しましては、本日のトラブルも含めまして、しっかりと信頼性の向上に努めていただきたいというふうに思っております。

Q：済みません、確認でもう一点だけ。まず、松本さんには、今、大きな問題はないと考えているとおっしゃったのは、安定冷却に向けて大きな問題がないものと考えている、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。あと、保安院の森山さんに、今、安全を検討する必要のある水処理に向けてのトラブルがあったのでとおっしゃいましたけれども、そうしますと、水処理のトラブルの懸念、この窒素封入がうまくいくかという心配はありますけれども、今のところ保安院として捉えているさっきの課題、懸念という点では、窒素封入がうまくいくかと、水処理が安定的に動いていくか、その2点でよろしいのでしょうか。確認だけ、2点お願いします。

A：（東電）まず、東京電力からお答えさせていただきますけれども、現場の様々な努力の成果といたしまして、安定冷却というステップ1の目標にはかなりの程度近づけているのではないかとこのように思っております。循環注水冷却も開始いたしましたし、その際にはバックアップ、電源ですとか、代替のポンプ、あるいは代替の給水源といえますか、そういった水源等も含まれてましても、安定的と言うにふさわしいものが実現できつつあるのではないかとこのように思っております。そういったところを評価として19日は取りまとめて公表したいというふうに考えています。

A：（保安院）まず、この工程表自体は政府・東電統合対策室で見直すということでございますけれども、保安院といたしましては、実施主体がしっかりと取組みを進めておられることを安全面できっちり確認していくということが役割だということを申し上げた上で、いずれにしても、この福島原子力発電所の事故の収束を進めていくには、ステップ1が終われば終わりというわけではないわけございまして、それは一つの目標の節目ではありますが、ま

だまだいろんなものがあるわけです。その中で、もちろん、水処理は非常に大事でございますし、現在、進めておられますシステムに加えて、8月には更に追加的なシステムができる。それから、昨日、別途報告書を徴収しましたが、使用済燃料プールの冷却、こういうことも、どちらかというステップ2で主としてということです。若干、前倒しという面もあるかも分かりませんが、これも大変、安全上は重要なテーマだと思っております。それから、水の関係でいきますと、先ほど来、稼働率の問題もありますけれども、やはり保安院といたしましては、より慎重に、保守的に考えておまして、このためのバックアップタンクと申しますか、そういったものも、今後、8月に入って設置されるということでございますので、そういったことを、まだまだ1つ1つ、事故の収束に向けては、着実に進めていく必要があると考えております。

Q：ありがとうございました。

○朝日新聞 杉本

Q：朝日新聞の杉本と申します。

東京電力の方にお伺いします。窒素封入の件なんですけれども、これまでの会見で、水素濃度が1%以下か未満かというお話が何度か出ていたかと思うんですけれども、これは何か試算に基づくデータなのでしょう。さらに、今、例えば3号機の水素の発生量というのが大体どれぐらいなのかということは推定はできていますでしょうか。含めて、もし仮に水素濃度が高まったときに可燃限界まで達するかどうかというのは、例えばシミュレーションなどはあるのかどうか含めて教えてください。よろしく申し上げます。

A：（東電）3号機に関しましては、2号機と同様、格納容器の水素濃度を直接測れる計器が故障しておりますので、直接計測はできておりません。したがって、評価ということになるわけでございますけれども、水素の発生量といたしましては、水-ジルコニウム反応により発生した水素量と、水の放射線分解により発生する水素及び酸素がございます。しかしながら、水-ジルコニウム反応に関しましては、温度が下がっていることから、こちらの危険はほとんどないというふうに判断いたしております。それから、水の放射線分解により発生する水素及び酸素の量を見積もりましても、格納容器内の水素濃度は約1%未満というふうに判断いたしております。したがって、可燃限界でございます水素濃度4%以上、酸素濃度5%以上という状況にはこちらの方は達していないというふうに判断しております。

Q：ありがとうございます。水素の例えば1日若しくは1時間当たりの発生量というところまでデータは出ているのでしょうか。

A：（東電）ちょっと、確認させてください。

Q：併せて、そのシミュレーションした結果、どれだけ容器内の圧力が下がったとしても水素は4%以上には達しないということになっているということでもよろしいかどうかも含めて教えてください。

A：（東電）はい。

○司会

次に質問のある方。はい、じゃあ、そちらの方。

○NHK 大崎

Q：NHKの大崎です。保安院の森山さんに、ストレステストの件ですけれども、期限をいつまでに原子力安全委員会に報告されるかという件で、日にち単位でということですので、できる限り早くということなんでしょうけれども、午前中も聞かれた部分であるかと思いますが、もう一度、例えば週内にとか、目標時期という形でも示せないかということが1つと、それから具体的な内容について、1次と2次でもって、どういう形で進めるというような青写真みたいなものがもう少しできていないか。要は、午前中よりももう少し詰まった内容はないかということが1点です。東京電力の松本さんには、まず計画線量というものの扱いを今どういうふうにされているのかということなんですけれども、作業ごとに立てられている計画線量がある種守られないというか、ということに関しては、計画線量というのは、作業においてはあくまでも目安という意味合いなのか。以前、ちょっと教えていただいたのでは、計画線量があったら、その8割を大体目安にして、そのぐらいで収めるように作業は組んでいくものなんだとういことを電力の方に教えていただいたような気がするんですが、例えばアラームの設定をどうしているのかとか、その辺りのことを教えていただきたいということが1つ。それもちょっと関係するんですけれども、今のアレバの水処理の話で、同じところで材料を変えていきながら、また水漏れが起きているというようなことも、これも経験から学んでいくということは、すなわちそれもPDCAの一環なのかもしれないんですけれども、緊急時の対応なので、なかなか品質保証ということとどう両立

させるかということは難しいとは思いますが、つまり、どこかの段階でやはり信頼性の部分に重点を移していく段階というか、安全性がもちろん第一で、その安全性を確保するということはもちろんなんですけれども、それを安定的にというふうなところに、第 2 ステップは特にそういうところに行くわけで、信頼性の確保というふうなところのために、いわゆる品質保証のための例えば体制づくりだとか、現時点において、そういうことを担われているのがどこの部隊なのかというのは分からないんですけれども、もしかしたら 2F とかにいるのかもしれないんですけれども、今の体制がどうなっていて、今後、例えばそういう形での PDCA なんかも含めたチェック体制を重点的に見直していくような考えはないかということの確認です。

A：(保安院) 保安院でございますけれども、ストレステストの評価項目ですとか、評価計画につきましては、今、できるだけ早く、スピード感を持ってということでやっておりますが、まだ具体的にいつというところまでは至っておりません。内容につきましても、様々な検討を行っておりますので、まだこういったものだということを申し上げられる段階にまで至っておりません。また、まとまりましたら、当然、原子力安全委員会に案として御報告をいたしますし、そこは公開の場で当然、行わるものでございますので、そういう中でしっかりと御説明をしてまいりたいと思っております。

A：(東電) 東京電力でございますが、まず計画線量の考え方でございますけれども、計画線量に関しましては、当該の作業に従事するに当たりまして、目安としてこれくらいの被ばく線量以内に抑えようということで計画をした上で作業に取りかかるというものになります。実際には、雰囲気的空間線量ですとか、実際の作業手順、あるいは作業時間等を勘案して計画線量を練るということになります。一方、計画線量が高すぎるというような状況になりますと、何とかしてこれを低くできないかというようなことに取り組むのが被ばく低減の取組みということになります。したがって、今回は 10mSv で実際に入って行って 13.5 という状況でございましたので、どういったところに問題があったのかというような形で、こちらの方を見直すということになるかと思っております。今回、計画線量の基本的な考え方のお話ございましたけれども、この計画線量を超えないということで、例えば 8 割ですとか、そういったところを実際の被ばく線量という目標にして作業に従事するということはあろうかと思っております。ただ、計画線量そのものを破ったから何かペナルティがあるですとか、あるいは、何かその後非常に負担になるというようなことがありますと、今度は一様に計画線量を上げるというような行為に出

かねませんので、そういった意味では、少しよく現場と相談しながら計画線量を立てていく必要があろうかと思っております。それから、水処理システムの故障の状況でございますけれども、御指摘のとおり、初期のトラブルを脱した後は、比較的今度は安定した運用に持ち込むべく、信頼性の向上に取り組んでいくということが必要だろうというふうに思っています。具体的には、今、第二原子力発電所の方で安定化センターが設置されておりますので、安定化センターの方で、今後、こういった信頼性向上対策については取り組んでいくということになりますけれども、今の時点で何か一斉点検をすとかというような計画はございません。運営しながら、悪い箇所を直していくというのが当面の対応ということになりますけれども、そういう経験を積みながら、より安定的な運転を今後半年間続けていきたいというふうに思っております。

Q：ちょっとだけ追加で。まずその信頼性の向上ということであると、安定化センターというような形でされていますけれども、体制というのはどうなっているのかということと、今後、拡充する予定があるのかということですね。計画線量の方は、アラームとかでここまでで注意喚起、この線量になったらというような、つまり累積でもってアラームを発するようなことというのは、やられてなかったのかということなんですけれども。

A：（東電）まず、安定化センターについては、総勢で約 350 名の人間がおりますけれども、その中で、いわゆる水処理システムを担当する部がございますので、そちらの方が主に判断していくということになります。それから、アラームの設定につきましては、4、8 というところでアラームの設定がございました。

Q：そのアラームの扱いというのは、作業の方、特に指揮者の方だということもあるんでしょうけど、個人で判断されて対応するということなんですか。

A：（東電）そうです。アラームが鳴りましたら、その者が聞きまして、今の地点の線量を確認した後、その後、近づいていることを知りますので、片付けに入って撤収するというような状況になります。失礼いたしました。安定化要員は、福島第二の安定化要員といたしまして 350 人、それから第一原子力発電所の方に 250 人という体制になっています。

Q：その安定化要員が、すなわちいわゆる信頼性の向上というか、平時で言う

ならば品質保証のような担当ということでもいいんですか。

A：(東電) いえ、この中に水処理プロジェクト部というのが設置されておりますので、そちらの方が、こういったトラブルシューティングですとか、安定性、信頼性の向上を検討するということになります。

Q：はい、分かりました。

○司会

他にありませんでしょうか。

○NHK 石川

Q：NHKの石川ですけれども、園田さんにお聞きしたいんです。前々から聞いていた、アメリカのエネルギー省の3月時のモニタリングのデータというものについては、どのようなことになっておりますでしょうか。既にいただいているのかどうかということと、当然、日本政府としていただけるものだと思いますけれども、その進捗状況を教えていただければと思います。

A：(園田政務官) はい。DOEのデータにつきましては、今、照会中でございまして、いまだ私の手元に戻ってきておりません。したがって、この場で先日のどなたかのお答えをしなければいけないんですが、まだ、現時点でお答えできるものはできていないというのが現状です。

Q：済みません、それから追加で、文部科学省の坪井さん、あるいは安全委員会の加藤さんにお聞きしたいんですけれども、先ほど、東電の方からは、現在の大気中への放射性物質の放出量を今解析中ということでございましたけれども、文部科学省、あるいは安全委員会の方で、例えばJAEA、日本原子力研究開発機構、旧原研などを使って、東電とは別にそうした、どっちみち解析になりますから、データをいただいて、放射性物質の放出と、住民に非常に関心のあるところだと思いますけれども、クロスチェックの意味でも、そういう解析を行っているのか、あるいは、JAEAの方に解析しろというような指示を出しているのかどうか、お聞かせください。

A：(文科省) 私の承知しているところでは、そのようなことは今、やっておりません。というか、今、外部の敷地で測っているところで、そういう変化が得られるような程度のものではないのではないかということかと思えます。

東京電力でやられているのは、正に敷地とか、建物の近傍での測定をやっておられて、放出量を推定するということだと承知していますので、より距離の遠いところの観測地からそういうことがなかなかできるような量ではないのではないかというふうに思っております。

Q：JAEA でしたら、精巧なコンピュータも持っておりますし、SPEEDI も開発したところがございますから、そういうところであれば解析ができるのではないかと思いますし、あるいは JAEA の方で独自にやっているかもしれませんけれども、お聞きしたわけです。

A：（文科省）念のため聞いてみたいと思いますが、SPEEDI とかも、言ってみれば、観測地点から逆算するというシステムです。念のため、聞いてみたいと思います。

○司会

それでは、最後にさせていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。1つは松本さんに確認なんですが、先ほど計画線量を超えた理由に関して、いろいろ推測できるというお話だったのですが、これは今後、作業員の方に直接事実関係を確認する考えはないでしょうか。文科省の坪井さんに、今の JAEA の件なんですが、JAEA であれば、多分、専門家の方もいらっしゃるでしょうし、細かいデータがあれば、より放出量の測定が早くできると思うので、例えば JAEA に敷地内でそういったモニタリング等、ある程度の数値を取ってもらうだとか、敷地の周辺を含めてってもらうというのは考えられないでしょうか。お願いします。

A：（東電）東京電力でございますけれども、今回の 13.5mSv の被ばくをした者については、聞き取り調査をする予定でございます。

Q：分かりました。

A：（文科省）敷地内に入ってやるかどうかということになるので、ちょっと確認して、東京電力とも意見交換してみたいと思います。基本的には、いわゆる空間線量率を計ってもしょうがないので、ダストモニタリング、空気中のものがどういようなものが観測されるかということになるんだらうと思

ます。これはもう前も安全委員会の方で、最初 SPEEDI で逆算したとき、放出量が推定されたわけですが、いわゆるダスト中のデータが取れなくなったので、追加の放出量の推定はもう困難になっているということでありますので、そういった空気中のものがどこで測定できるか、どの程度できるか、それに依存しているんだとは思いますが。

Q：分かりました。じゃあ、それ確認をお願いできますでしょうか。よろしくお願ひします。

○司会

他になれば、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、以上で質疑を終わりにさせていただきます。最後に、東京電力から、本日の作業状況について、説明があります。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

○東京電力

それでは、作業状況を御説明させていただきます。原子炉への注水でございますけれども、17時現在、1号機は3.4m³/h、2号機3.5、3号機9m³/hでの注水を行っております。圧力容器の温度といたしましては、大きな変動はございません。格納容器の窒素の封入でございますけれども、本日17時現在、1号機は、格納容器の圧力が144.4kPa、窒素の封入量は、約6万3,800m³となります。2号機に関しましては15kPaで、窒素の総封入量は、4,300m³となります。それから、使用済燃料プールの冷却環境でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、4号機のウェル及び機器貯蔵プールの水張りは、本日5tほど注入いたしまして、中断いたしております。明日、当該の漏えいしたホースを交換いたしまして、リークチェック後、水張りを行う予定でございます。2号機の使用済燃料プールの水温は、17時現在、35℃。3号機は31.6℃になります。タービン建屋のたまり水の移送でございますけれども、3号機のたまり水をプロセス主建屋の方への移送を行っております。また、6号機に関しましては、本日は、屋外の仮設タンクからメガフロートへの移送を行っております。集中廃棄物処理建屋の水位です。プロセス主建屋は、17時現在、5,713mmということで、午前7時と比べますと、51mmの上昇になります。雑固体廃棄物減容処理建屋ですけれども、建屋の水位は4,134mmで、午前7時と比べますと、7mmの上昇になります。続きまして、トレンチの水位です。17時現在、1号機はダウンスケール中。2号機は3,581mmということで、午前7時と比べますと、15mmの上昇になります。3号機は3,752mmということで、午前7時と比べますと、5mmの低下です。タービン建屋の水位で

す。いずれも 17 時現在ですけれども、1 号機は 4,920mm で変化ございません。2 号機は 3,581mm で、午前 7 時と比べますと、13mm の上昇になります。3 号機、4 号機は、3,645mm、3,662mm でございます。午前 7 時と比べますと、8mm、2mm の低下になります。1 号機原子炉建屋地下 1 階の水位ですけれども、午後 5 時現在、4,294mm で、午前 7 時と比べますと、13mm の上昇になります。それから、使用済燃料プールの底部支持構造物の工事でございますが、本日は、8 分の 5 段目のコンクリート打設を行っております。瓦れきの撤去になります。1、2 号機、タービン建屋海側道路の瓦れきの撤去を行いまして、コンテナ 4 個分の回収を行っております。累計量といたしましては、コンテナ 404 個ということになります。それからロボットによります瓦れきの撤去は、本日、撤去済みの瓦れきコンテナの移動を行っております。それから、循環型海水浄化装置でございますけれども、本日は 2 系統ございます 1 系統、B 系の方のゼオライトの方の交換を行いまして、連続運転を再開いたしております。それから、原子炉建屋のカバー設置工事でございますけれども、2 台目のクローラークレーンの組み立て工事を行っております。

それから、3 号機、原子炉建屋 1 階の窒素封入作業でございますけれども、こちらの方、繰り返しになりますが、13 時 30 分から 13 時 45 分にかけて、窒素封入の配管接続工事を終わっております。それから、同じく 3 号機の原子炉建屋上部でのダストサンプリングでございますけれども、本日は、11 時 30 分と、15 時の 2 回、コンクリポンプ車を使いまして、原子炉建屋開口部でのダストサンプリングを行っております。明日も同様に、ダストサンプリングを行う予定でございます。福島第二のモニタリングポストでございますけれども、本日の午後、15 時 5 分から 16 時 5 分にかけて、No.2 のモニタリングポストの清掃を行っております。明日は、No.3 の清掃工事を行う予定でございます。水処理装置の状況でございますが、先ほど申し上げたとおり、16 時 28 分に、処理装置の方を再開いたしまして、16 時 58 分に水処理装置としては、運転再開いたしております。漏れた水の量といたしましては、約 10L。セシウム 137 の濃度といたしましては、約 $1.6 \times 10^2 \text{ Bq/m}^3$ という状況でございます。処理水の実績でございますけれども、本日午前 10 時時点で、約 1 万 9,810t になります。それから淡水化装置でございますけれども、こちらの方、8 時の値でございますが、7,220t ということになります。それから、冒頭申し上げた熱中症の者ですけれども、こちらは 30 代の男性社員になります。福島第一の 5 号機で、現場調査を行っていたところ、その社員が福島第二の方に戻ってきた際に、3 時 40 分頃、体調不良を訴えたということで、医務室での治療を受けております。意識はございまして、自力歩行可能な状況でございました。点滴を受けまして、容体としては回復に向かっているということになります。お医者様の診断では、熱中症の疑

いというような状況でございます。それから、先ほど水素の発生量でございますが、3号機の窒素の発生量といたしましては、大目にといたしますか、保守的に見積もって、毎時0.5Nm³/hでございます。したがって、私どもとしては、窒素を約14m³/hで注入することで、可燃限界に達させないというようなことになろうかと思っております。東京電力からは以上です。

○司会

以上で、本日の会見は終わりにさせていただきたいと思っております。なお、次回の会見は、明日16時半から開催する予定でございます。変更がある場合もございますので、詳しくは、改めてメールでお伝えさせていただきます。本日は、ありがとうございました。